

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 調達番号 | 情推002 |
| (2) 契約件名 | 大阪大学吹田キャンパス-箕面キャンパス間専用線サービス 一式
(詳細は別紙仕様書のとおり) |
| (3) 請負期間 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 |
| (4) 請負場所 | 国立大学法人大阪大学 吹田キャンパス、箕面キャンパス及び両キャンパス間 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒567-0047 大阪府茨木市美穂ヶ丘5-1
国立大学法人大阪大学 情報推進部情報企画課会計係
電話 06-6879-8980
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和4年3月30日(水) 17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕様書

1 請負の表示

大阪大学吹田キャンパス～箕面キャンパス間専用線サービス 1 式

2 履行期間及び場所

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日

国立大学法人大阪大学吹田キャンパス、箕面キャンパス及び両キャンパス間

3 業務内容

大阪大学吹田キャンパス～箕面キャンパス間を常時接続、通信する専用線を本学に供するものとし、受注者は、専用線が完全に常時接続、通信するように自己の負担において、調整・修理を行うものとする。また、専用線及び付随するサービスの提供については、以下の仕様を満たすものとする。

3.1 専用線

3.1.1 ダークファイバ方式の場合は、シングルモード光ファイバをそのまま本学へ提供することとし、光ファイバ 4 芯で構成すること。またイーサネット専用線で構成する場合は、IEEE 勧告 802.3ae 10GBASE-SR に準拠した 10Gbit/s イーサネットを責任分界点としてイーサ専用線を 2 回線提供すること。

3.1.2 ダークファイバ方式で提供する場合は、波長が 1550nm において伝送損失が 30dB 以下の性能を保証すること。回線敷設後の試験にて伝送損失が 30dB を超える場合は別途本学に相談のうえ協議とする。

3.1.3 ダークファイバ方式で提供する場合は光コネクタユニットを受注者にて用意・設置すること。イーサ専用線方式で提供する場合は、メディアコンバータを受注者にて用意・設置すること。なお、いずれの方式においても、2 次側コネクタを責任分界点とし、コネクタ形状は LC 型とすること。ただし、本学が指定する場所に受注者が所有する光コネクタユニットまたはメディアコンバータが設置されている場合は、これを用いて実現してもよい。

3.2 設置及び配線

3.2.1 専用線は、次の箇所における光コネクタユニットまたはメディアコンバータを責任分界点として受注者にて構成するものとする。

- ・ 大阪大学 吹田キャンパス（大阪府吹田市山田丘 1-1）
サイバーメディアセンター IT コア棟 2 階サーバ室
- ・ 大阪大学 箕面キャンパス（大阪府箕面市船場東 3-1）
外国学研究講義棟 4 階サーバ室 1

- 3.2.2 専用線の配線を行う際は、許容曲げ半径を満たし、かつ保護チューブによる熱や側圧、折れ等の外的要因から芯線を保護するよう施工すること。
- 3.2.3 施工した専用線にはケーブル標識を取り付けること。標識の内容については本学担当者と協議の上決定すること。
- 3.2.4 本業務で配線したケーブルや光コネクタユニット、メディアコンバータ等が将来不要となった際、その撤去に係る費用は受注者負担とする。

3.3 情報セキュリティ

- 3.3.1 作業に伴い情報セキュリティインシデントが発生した場合は、本学へ報告し、情報推進部情報基盤課職員（以下「本学担当者」という。）と協議のうえ対応を行うこと。
- 3.3.2 本学が開示した情報及び本作業の履行上知り得た一切の事項については、いかなる場合にも、本学が開示することを認めていない第三者に開示又は漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。本学が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合には、事前に本学担当者と協議し、了承を得ること。
- 3.3.3 作業に関するデータや資料は、本学の許可なしに業務場所から外部に持ち出し及び外部からアクセス可能な状態にしてはならない。

3.4 保守

- 3.4.1 事故・障害等の受付窓口を設けること。
- 3.4.2 受付窓口は、24 時間 365 日体制であること。
- 3.4.3 受付窓口への問い合わせは、本学担当者及び大阪大学総合情報通信システム業務受注者からの問い合わせに対応すること。
- 3.4.4 受注者責任による専用線の障害等によるネットワークへの影響が発生した場合、6 時間以内に復旧作業を開始すること。ただし、天災等の受注者の責によらない事由であると本学担当者が認めた場合は、この限りではない。

3.5 専用線以外の納品物

以下に示す内容について、電子ファイルを CD-R、DVD-R、または USB メモリに収録したものと製本したものを成果物として、本学担当者にそれぞれ 3 部提出すること。
なお、(a)で求める損失量の測定結果を本学に提出済みの事業者については、損失量の再測定、再提出は不要とする。

- (a) 送出波長、送出レベル、受光レベル、損失量に関する測定結果
- (b) 建物内の配線図

3.6 その他

- 3.6.1 設置や工事を行うにあたり、建物や機器等に損傷を与えないように作業を行うこと。受注者は、業務を実施するにあたって、発注者の建物、設備等を損傷しないよう善良な管理者の注意義務を怠ってはならない。本条件に違反し建物、設備等を損傷した場合は、賠償の責を負うものとする。

- 3.6.2 建物や機器等に損傷を与えた場合は、速やかに本学担当者へ報告し、受注者が損傷前と同等以上の状態に復旧すること。
- 3.6.3 工事及び確認作業全般を行うにあたり、本学担当者と随時打ち合わせを行い、調整の上で作業工程を定めること。
- 3.6.4 受注者都合により専用線の回線断を伴う作業を行う場合は、作業予定日から 1 か月以上前に本学担当者に連絡すること。
- 3.6.5 本請負に関して疑義が生じた場合は、本学担当者と協議し解決を図ること。

第2号様式

見 積 書

調達番号： 情推002

調達件名： 大阪大学吹田キャンパス-箕面キャンパス間専用線サービス 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 大阪大学吹田キャンパス - 箕面キャンパス間専用線サービス 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
(月額 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円))

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額を合算した金額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 中谷 和彦 と 受注者 との間において、
上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、大阪大学吹田～箕面キャンパス間を常時接続、通信する専用線の使用を発注者に供するものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 請負期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日とする。
- 第4条 受注者は、毎月末、請求書を国立大学法人大阪大学情報推進部情報企画課会計係に送付するものとする。発注者は請求書を受理後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第5条 本契約期間のうちで、受注者の責めに帰すべき事由によりサービスを受けられなかった期間については、日割り計算（月額÷当該月の暦日数×当該日数）により、請負代金額を減額する。
- 第6条 契約保証金は免除する。
- 第7条 受注者は、専用線が完全に常時接続、通信するよう自己の負担において、調整・修理を行うものとする。
- 第8条 受注者は、業務を実施するにあたって、発注者の建物、設備等を損傷しないよう善良な管理者の注意義務を怠ってはならない。
- 第9条 受注者は、前条に違反し建物、設備等を損傷した場合は、賠償の責を負うものとする。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和4年 月 日

発注者 吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学
理事 中谷 和彦

受注者